京都帝國
大學新聞
號外

大正十四年四月十五日第三種郵便物認可
發行所京都帝國大學學友會新聞部
發行編輯兼印刷人 入山雄一
昭和十二年十一月廿四日發行

あゝ聖戰の秋到る
投ぜよ一票忘れずに!!

學友會の合理化、明朗化等々のスローガンをかゝげて雄々しく登場した學友會改善問題はさる十月十九日の臨時役員會において懸案の改正草案は無事通過し學友會問題は漸く軌道にのることになつた、改正案中最も注目されてゐるのは總務部の新設であるが、特に總務委員七名を置いて年度事業の根本方針、豫算案の編成、役員會に附議すべき事項等々の重大議案を議する會議に出席せしむることになつたことである、その重大なる責務を有する總務委員の選擧日が愈よ二十五、六兩日に迫つたのである、左に全學的福利を目指す眞摯なる候補者の趣意書を掲げて全學生の關心をよび起すことにしよう

總務委員趣意書

法學部 石田典雄

輓近益々激化する學生の經濟的窮迫は周知の事乍ら誠に重大な現象である。之が緩和の救濟手段は全學生の相互的福祉の增進を目的とする共濟部事業の質的量的擴充に俟つ他はない。關之、先づ考へ得るものは本部喫茶部の新設、農學部食堂の擴張、醫學部喫茶兼食堂の復活、文房具店の直營及び指定商、賣店の學內的統一並びに紹介事業の擴充等である。之等諸要求は現代議員會にて不幸にも單に希望の發表に終つて全く無意義にもその實行決議は葬り去られた。然し今や眞に學生大衆に慮を致す者の當選に依つて實行可能の機は將に到來せんとしてゐる。斯る救濟の根本的促進條件は實に共濟部會計の獨立に存する。かくて確乎たる財政的基礎の上に立つて右の諸要求が實現された時にこそ、眞に學生共同體の健全な發展が生れるのではなからうか。我々は常に共濟部が我々學生大衆と共にある事を忘れてはならない。學內明朗化は何より強き學生大衆の支持を待つてゐるのである。

法學部 森純造

今般學友會改善の主旨に基き總務の新設せられるに際し、この新制度を歡迎しその主旨の完全なる徹底を希望する一員として自ら微力以てその任に方り積極的努力を盡さんとするものである。抑々學友會は全學友の融合を計り心身兩方面に涉る完全なる發展を遂げしめんがための機關たるべきである然るに由來學友會はその文化部と云ひ運動部と稱するも結局は一部學生の利用に供せらるるに過ぎず學友全般に益する所甚少であつた事を遺憾とする者である。茲に於て學友會全般の徹底的開放を計りその文化施設及運動設備の簡便に利用せられ學友全般の共に學び共に樂しみうる樂園としての學友會建設に邁進せねばならぬ事を痛感する。精神文化なき肉體に眞の人間は認められず、肉體力なき所又完全な生活は營まれぬ。心身兩樣の完全な發育の手段としての我が學友會機能の充實を期し全學友の福祉に盡さんとするの微志を汲まれよ。

醫學部 藤井紫郎

學友會は既に新機構を整へて全京大の要望に應へようとしてゐる。私は此の眞面目な熱意を其の儘に實現し度いと思ふ。部分から全體への公開が目論まれねばならないが第一に豫算の配合が全京大の意志の上に組まれなければならないことを思ふ。會費問題その他の活路は此所にあり私の配合の妥當性を重視する所以も此所である。私の實行慾は因襲とか傳統とかにとらはれることをにくむのである。全體の要望の中から合理性なもの妥當性なものゝ一切を採用し新しき道へと進み度いと思ふ。私は遠く思ひ深く考へて學友會の自然の發展を期するものである。自然の發展がここにあることを確信する私は學友會から一切の跛行性を除去し、學徒としての生活に更に學友會中心の生活を加へ最善なる京大生活を建設せんとする熱意を持つものである。

總務委員候補者

法 石田典雄　森純造
醫 藤井紫郎
工 鹽田忠男　師田庄次
文 飯沼馨
理 鳥潟博敏　月岡俊郎
經 增山太助　杉山嘉一
農 小笠原巖

これが私の全體の支持を希ふ所以であり立候補の意圖に他ならない。

工學部 師田庄次

大學生の敎養如何が問題にされ大學生の無自覺無氣力がさけばれてゐる。そしてそれが吾々の無反省なる生活態度に起因してゐる樣に云はれてゐる。だがそれは吾々の眞摯なる生活への一表現に過ぎないであらう。生活反省への機關、それは文化部の存在を措いて他にないだらう。學內における文化形態の確立とその地步の安定が刻下の緊急なる問題でなければならない。今や大學の文化部は從來の形式と因襲とから離れて輝かしい文化擁護の旗印のもとに進まんとしてゐる。然るに學內におけるその活動を支持する機關少く、その行動範圍の廣洋たるに鑑み、行動機關の健全なる確立と發達を約して立候補する次第である。非才予の起つ所以は兄等の文化運動への熱情と積極的支持を信ずるが故である。

文學部 飯沼馨

學友會諸文化部の現狀を見るに、各部の孤立からくる悲しき專門化沈滯化貧弱化は否めない所でありその最大の原因はそれが綜合大學の文化機關としての體系的組織を持たないことにあると考へられる現在の文化部としては新聞部講演部を除いては美術音樂の二部のみであるが、一方、各學部研究會の活動が學生文化の全的向上にとつて近時頓みに重要な意義を占めるに至つたにも不拘、未だ學友會組織より孤立の狀態に置かれそれらの正常な發展を阻止されてゐる。吾々は之等各公認研究團體を學術部に組織統轄することによつてその連絡協同を促進し、同時にさきの美術部音樂部に映研劇研短歌會等を加へて綜合的な藝術部を新設し、この學術及藝術二部の活動と現在の新聞講演二部の事業とを緊密に協働させ更に將來の企圖としては雜誌部の創設をも考慮することによつて學友會文化活動を體系的に組織しその機能を擴充し以て文化部の全面的な發展を意圖するものである。

經濟學部 增山太助

僕は學友會々員諸君の一般的敎養を昂める建前から文化部の充實及び大衆化を計りたい。その爲には先づ從來の如き運動部偏重豫算を文化部との間に均衡化さねばならない。之は現運動部豫算の曖昧性を暴露する事を以て足り、又端艇部、馬術等の非大衆的部の廢止及び旅行部＝遠足部、スキー部＝スケート部等活動分野の類似的部の合併に依つてより充分に滿足される。而して文化部の大衆化は勿論現組織の兩檢討の上になされねばならない。運動部豫算の虛僞性は例へば次の諸豫算項目に依つても明かである。即ち合宿費、傭人費、接待費、コーチ謝禮、器具修理費、對外試合費、藥品費等、又ボール一個にしても最も高價な國外品を要求し、實際にはそれより安い國內品を使用してゐる如きである。而して大衆よりの遊離、負債償還の爲の豫算に就ても斷然たる鐵槌が下されねばならない。又諸主催大會、即ち中等校大會、高專大會等の整理も行はれねばならない。

經濟學部 杉山嘉一

私は總ての京大生に學友會を返へし度いのである。學徒としての生活が表ならば學友會を中心とする生活が裏となり、表裏相補ふて京大生活を一段と輝きあらしめる學友會の建設を目論んでゐる。それには文化部的なものと運動部的なものと會員全體的なものとの豫算の配分を京大生全體の要望の上に立てる事等を考へねばならない。會費問題の活路も此の邊りに秘められてゐる樣である。私は徒らに傳統にとらはれて殊更に動きの鈍いものを見るよりは、新しくても正當な要望はどしどし採用して行き度いと思ふ。それでこそ吾等の學友會が建設されると言へよう。學友會は既に京大生全體のものである。全體の爲めにこそ惜しまねばならないものがある。全體の爲めにこそ與へなければならないものがある。限りなく惜しみ、惜しみなく與ふと言ふ言葉がある。私は京大生全體の爲めに忠實にこの言葉を實行し度いと思ふ。

農學部 小笠原巖

我が京大學友會は大正二年運動會、以文會合併により、其の基礎確立し、爾來二十有數年、その實體たる大學と共に發展し來つた。然し汎ゆる制度が然る如く、我が學友會も、組織固定化し機能亦停滯した。茲に於て吾人は今や學友會の改革に想ひを致さざるを得ざるの時機に際會した。惟ふに本來學生大衆のものたる學友會は、今や一部の人々の專用による跛行的機關と化し、從つてその專門分化せる組織は大改革を必要とするに至つて居る。かかる際に當つて吾人の目標とする改革方針は、綜合大學における學友會存續の意義如何、其の組織、機能の現狀を如何に改革するかにある。其の問題は運動部費の膨大、一般學生の負擔過重、一方亦所謂文化部の獨善的士嗜等、深所に發し混迷の極にある。吾人は今や綜合大學における學友會の意義そのものを檢討し、然る後嚴正公平なる學生大衆の立場より、我が熱愛せる本學學生諸兄と共に、この改革運動の炬火を擧げんとするものである。

この號外は本紙に再錄せず

京都帝國大學學友會規則

（昭和十二年十一月十日改正）

第一 名稱

第一條 本會ハ京都帝國大學學友會ト稱ス

第二 目的

第二條 本會ハ會員ノ心身ヲ鍛錬シ親睦ヲ圖リ福利ヲ增進スルヲ以テ目的トス

第三 會員

第三條 會員ヲ別チテ左ノ五種トス
正會員、名譽會員、特別會員、會友、準會員

第四條 正會員ハ京都帝國大學ノ學生、委託學生及選科生トス

第五條 名譽會員ハ本會ニ功勞アル者ノ中ヨリ會長之ヲ推薦ス

第六條 特別會員ハ京都帝國大學總長、教授、助教授、書記官、學生主事、事務官、司書官、藥局長、技師及講師トス

第七條 會友ハ京都帝國大學ノ卒業生ニシテ入會ヲ申出タル者トス

第八條 準會員ハ京都帝國大學助手、副手、學生主事補、書記、專修科生等ニシテ本會ニ加入ヲ申出タル者トス

第四 事業

第九條 本會ノ事業トシテ左ノ諸部ヲ置ク
庭球部、弓道部、端艇部、劍道部、柔道部、馬術部、野球部、新聞部、水泳部、旅行部、音樂部、講演部、射擊部、陸上競技部、ラ式蹴球部、蹴球部、共濟部、籠球部、ホッケー部、卓球部、排球部、遠足部、スキー部、スケート部、美術部

第十條 本會ハ必要ニ應シ臨時事業ヲ開設スルコトヲ得

第十一條 事業ニ關スル細則ハ前條ノ場合ニハ別ニ之ヲ定メ各部ニ屬スルモノハ各部之ヲ定ム
細則ヲ定ムルニハ會長ノ認可ヲ經ルコトヲ要ス

第五 役員

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長、幹事、代議員、總務、會計監査委員、各部々長、各部委員

第十三條 會長ニハ京都帝國大學總長ヲ推ス
會長ハ會務ヲ統括ス
會長事故アルトキハ年長幹事之ヲ代理ス

第十四條 幹事ニハ各學部長、書記官、學生主事、會計課長並ニ各學部ニ於テ教授及助教授中ヨリ互選シタル者一名ヲ推ス
幹事ハ會長ノ諮詢ニ應シ及各學部ニ於テ本會ノ爲必要ナル斡旋[illegible]
互選ニヨル幹事ノ任期ハ十一月一日ヨリ翌年十月卅一日迄トス

第十五條 代議員ハ選擧ニ依リ之ヲ定ム
代議員ハ役員會ニ出席シ議事ヲ行フ
代議員ノ任期ハ次期代議員ノ決定ノ日迄トス

第十六條 總務ハ總務理事三名、總務委員七名トシ總務會ヲ組織ス
總務會ハ年度事業ノ根本方針ヲ定メ豫算案ヲ編成シ役員會ニ附議スヘキ事項及其ノ他必要ナル事項ヲ議ス
總務會ハ各部事業ノ聯絡統一ヲ圖ル
總務會ハ總務理事之ヲ召集ス
總務委員五名以上ノ要求アルトキハ總務理事ハ總務會ヲ召集スルコトヲ要ス

第十七條 總務會ニ囑託若干名ヲ置ク
總務理事ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス
總務理事ハ總務會ノ事務ヲ執行ス
幹事ニシテ總務理事ノ委囑ヲ受ケタル者ハ幹事ヲ辭スルコトヲ要ス
總務理事ノ任期ハ四ケ年トス
總務委員ハ選擧ニヨリ之ヲ定ム
總務委員ノ任期ハ次期委員ノ決定ノ日迄トス
囑託ハ總務理事之ヲ委囑ス

第十八條 會計監査委員ハ三名トシ幹事及總務理事ヲ除キ其他ノ特別會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス
會計監査委員ハ會計ヲ監査ス
會計監査委員ノ任期ハ二ケ年トス

第十九條 各部部長ハ教授又ハ助教授中ヨリ會長之ヲ委囑ス
部長ハ其ノ部ノ事業ヲ監督ス
部長ノ任期ハ三ケ年トス

第二十條 各部委員ハ正會員中ヨリ各部部長之ヲ指名ス
各部委員ハ其ノ部ノ事業ヲ執行ス
各部委員中ニ庶務委員及會計委員ヲ置ク但シ相兼ヌルコトヲ得
各部委員ノ數ハ部長之ヲ定ム
各部委員ノ任期ハ十一月一日ヨリ翌年十月卅一日迄トス

第廿一條 會長ハ臨時事業ノ爲メ必要ナル役員ヲ囑託スルコトヲ得

第廿二條 選擧ニ依ル役員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ其ノ都度當該役員選出規定ニ從ヒ之ヲ補充ス

第六 役員會

第廿三條 役員會ハ會長、幹事及代議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第廿四條 役員會ハ會長之ヲ召集シ自ラ議長ト爲ル
會長ハ事宜ニ依リ幹事ニ議長ヲ委囑スルコトヲ得
總務會ハ隨時役員會ニ議案ヲ提出スルコトヲ得
總務、各部部長及各部庶務委員會計委員ハ役員會ニ出席シ發言スルコトヲ得

第廿五條 毎年十二月上旬定期役員會ヲ開ク
會期ハ二日以內トス但シ會長ハ必要アル場合ニ於テ之ヲ延長スルコトヲ得
會長必要アリト認ムルトキハ臨時役員會ヲ召集スルコトヲ得
幹事又ハ代議員十五名以上ノ請求アルトキハ會長ハ臨時役員會ヲ召集スルコトヲ要ス

第廿六條 左ノ事項ハ役員會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス
一、豫算 二、決算 三、本規則ノ改廢 四、基本金ノ支出 五、臨時事業ノ開設

第廿七條 役員會ハ役員半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス
本規則ノ改廢及基本金支出ノ件ヲ議スルニハ役員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス
前二項ノ規定ハ同一事項ニ付役員會ノ召集再度ニ及フモ仍出席員定數ニ滿タサル場合ニハ之ヲ適用セス但シ此ノ場合ニハ議題トシテ通知シタル事項ノ外其ノ他ノ事項ニ付議決スルコトヲ得ス

第廿八條 役員會ノ議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七 選擧

第廿九條 正會員ハ總務委員及代議員ノ選擧權及被選擧權ヲ有ス但シ左ニ掲クル者ハ被選擧權ヲ有セス
一、各學部最高學年者（翌年三月卒業ノ見込ノ者）
二、代議員ノ選擧ニ於テハ總務委員

第三十條 總務委員及代議員ノ選擧ハ學部毎ニ之ヲ行フ
選擧ニ關スル事務ハ總務會之ヲ管掌ス

第卅一條 總務委員ノ割當ハ各學部一名トス
代議員ノ割當ハ各學部正會員五百名迄ニ付五名トシ以上正會員二百名又ハ百名以上ノ端數ヲ增ス毎ニ一名ヲ增加ス

第卅二條 總務委員ノ選擧ハ毎年十月上旬代議員ノ選擧ハ毎年十月下旬之ヲ行フ

第卅三條 選擧ハ單記記名投票ニ依リ之ヲ行フ
投票用紙ハ選擧ノ當日投票所ニ於テ會員證ノ呈示ヲ受ケタル上選擧人ニ交付ス
投票ハ之ヲ代理スルコトヲ得ス

第卅四條 投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス得票ノ數相等シキトキハ開票委員會ニ於テ抽籤ニ依リ之ヲ定ム
開票委員會ハ各學部幹事ノ指名シタル當該學部正會員二名ヲ以テ之ヲ組織ス

第卅五條 總務委員及代議員ノ候補者タラントスル者ハ選擧期日ノ告示アリタル日ヨリ選擧ノ期日前五日迄ニ其ノ旨ヲ總務理事ニ屆出ツヘシ

第八 經費

第卅六條 正會員ハ入會金五圓會費拾圓ヲ入學ノ際入學料ト同時ニ納付スルコトヲ要ス
會費ヲ納付セザル者ハ總務委員及代議員ノ選擧權及被選擧權ヲ有セズ又各部委員トナリ若クハ學友會ノ事業ニ參加シ之ヲ利用スルコトヲ得ズ

第卅七條 特別會員ハ應分ノ寄附ヲ爲スコトヲ要ス

第卅八條 會友タラントスル者ハ入會ノ際會費參圓ヲ納付スルコトヲ要ス

第卅九條 準會員ノ會費ハ一ケ年壹圓トス

第四十條 各部ハ必要アル場合ニ於テ部長ノ許可ヲ得テ部費ヲ徵收スルコトヲ得

第四十一條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月卅一日ニ終ル

第四十二條 各部ハ毎年十一月五日迄ニ其ノ部ノ翌年度經費請求書ヲ會長ニ提出スベシ

第四十三條 會長ハ毎年十一月中ニ各部ヨリ提出シタル經費請求書ニ基キ總務會ヲシテ各部ノ部長庶務委員及會計委員ト協議ノ上翌年度豫算案ヲ作成セシム
協議調ハサル事項ニ付テハ會長ノ指揮ヲ受クベシ

第四十四條 役員會ニ於テ豫算案ハ其ノ作成ニ關與シタル者之ヲ說明シ決算ハ會計監査委員之ヲ報告スヘシ

第四十五條 前年度剩餘金ハ本會基本金ニ之ヲ組入ルルコトヲ要ス

第四十六條 必要避クヘカラサル豫算外ノ支出ニ充當スル爲豫備費ヲ設クルコトヲ得

附 則

昭和九年三月以前ニ入學シタル正會員ノ會費ハ第三十六條第一項ノ規定ニ拘ラス七圓トス
本規則ハ昭和十二年十一月十日ヨリ之ヲ施行ス

332-1